

一般財団法人 関市体育協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人関市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県関市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、体育・スポーツを普及推進し、市民の健康増進と明るい町づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ推進のための基本方針の策定とその遂行。
- (2) 市民の生涯スポーツの推進を図る。
- (3) 加盟団体の強化発展と相互の連絡調整を図る。
- (4) スポーツ功労者、優秀選手、指導者の表彰。
- (5) 各種スポーツ大会、講習会その他スポーツに関する事業の実施及び援助。
- (6) 体育・スポーツの施設の有効活用を図る。
- (7) 体育・スポーツの広報、啓発を図る。
- (8) 体育・スポーツに関する調査研究。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(機関の設置)

第5条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第6条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第3章 資産及び会計

(資産の拠出)

第7条 設立者は、第61条に記載された財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(財産の種別)

第8条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産とする。

(基本財産)

第9条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産台帳中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることが決議された財産

(基本財産の管理)

第10条 この法人の財産は法人が管理し、基本財産のうち現金は理事会の決議を得て定期預金等確実な方法により保管する。

(基本財産の処分の制限)

第11条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の承認を受けて、その一部に限り、運用財産に繰り入れることができる。

(運用財産)

第12条 運用財産は、次に掲げるもので充てる。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 基本財産及び運用財産から生じる果実
- (3) 加盟登録金、賛助会費及び賛助会費を含む会員会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) 補助金、委託金及び負担金
- (7) その他の収入

2 前項に掲げる加盟登録金及び会員会費等の金額は、毎年度初めの評議員会において別に定める。

(経費の支弁)

第13条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第14条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、毎事業年度開始前に理事会の決議を得て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする

きも同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第15条 この法人の事業報告及び収支決算は会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の監査を受け、毎事業年度終了後に評議員会に報告し、承認を受けなければならない。

2 前項の収支決算に余剰金があるときは、評議員会の決議を得てその一部若しくは全部を基本財産に編入、又は翌年度の運用財産として繰り入れるものとする。

(借入金)

第16条 この法人が借入れをするときは、その事業年度の収入をもって償還する。短期借入金を除き、長期借入金は、返済方法を示し理事会の決議を得るとともに、評議員会の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第17条 この法人は、理事会の決議を得て特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第18条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第4章 評議員

(評議員)

第19条 この法人の評議員の定数は、3名以上で第46条第1項第1号に定める各競技種目団体の数以内とする。

(評議員の選任及び解任)

第20条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員代表2名、監事1名及び外部委員2名をもって構成する。

3 評議員選定委員会の評議員代表2名は、理事会において選任する。

4 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。

5 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、第46条第1項第1号に定める各競技種目団体から1名とする。

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

7 評議員選定委員会の運営の細則は、理事会において別に定める。

(任期)

第21条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第22条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員選定委員会の外部委員に対しては、この法人が定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第23条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第24条 評議員会はこの法人の最高議決機関であって、次の事項について決議する。また、評議員会をもって総会に代えることができる。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額
- (5) 評議員選定委員会の外部委員に対する報酬等の支給の基準
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の帰属先の決定
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令及びこの定款で定めた事項

(開催)

第25条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合、開催することができる。

(招集)

第26条 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総数の4分の1以上の評議員が議案の提案を示して請求したときは、会長は評議員会を招集しなければならない。

(招集通知)

第27条 会長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを得ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第28条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第29条 評議員会の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行わなければならない。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令及び定款で定めた事項

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した評議員の中から議長により指名された2名の評議員及び議長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上50名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事、9名以内を業務執行理事、1名を専務理事とする。
- 3 代表理事は、会長とする。
- 4 業務執行理事は、副会長及び専務理事とする。

(選任)

第32条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に支障があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 専務理事は、副会長とともに、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 財産の状況又は業務の執行について、疑義を発見したときは、評議員会又は理事会に報告する。
- 4 前号の規定による報告で、必要があるときは、評議員会又は理事会を招集することができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき

(役員報酬)

第37条 役員は、無報酬とする。ただし、役員で職務執行に報酬が必要と認められる場合には、評議員会において、別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この法人の業務執行機関であって、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事及び各委員会所属理事の選定及び解任
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (6) 重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 多額の借財
- (8) 重要な使用人の選任及び解任
- (9) 加盟団体の加盟及び脱退の決定
- (10) その他、この法人運営に必要とされる事項の決定

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に支障があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を得ることなく開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長とする。会長に支障があるときは、会長があらかじめ指名した順序により、他の理事が議長となる。

(決議)

- 第42条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その理事の過半数をもって行わなければならない。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第8章 名誉会長、参与、顧問、相談役等

(名誉会長、参与、顧問、相談役等)

第44条 この法人に、名誉会長、参与、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長、参与及び顧問は、それぞれ若干名を会長が委嘱する。

3 相談役は、副会長経験者より若干名を会長が委嘱する。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の第4条に定める事業を遂行するため、委員会を設けるものとする。

2 委員会は、理事会より付託された業務について審議し、理事会の承認を得て、これを処理する。

3 委員会の名称、組織その他の必要な事項については、理事会の議決を得て、別に定める。

第10章 加盟団体

(加盟団体)

第46条 この法人は、次の団体を加盟団体とする。

(1) 市内を統括する競技種目団体であって、この法人に加盟したもの

(2) 市内学校体育団体であって、この法人に加盟したもの

(3) 市内少年スポーツ団体であって、この法人に加盟したもの

(4) 市内地域スポーツ団体であって、この法人に加盟したもの

(5) その他、市内を統括するスポーツ活動団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

第47条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、理事会の同意を得て加盟することができる。

(脱退)

第48条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を提出し、理事会の

同意を得なければならない。

2 加盟団体に著しく信用を失墜する行為があったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められたときは、理事会の同意を得て退会させることができる。

第11章 賛助会員・特別賛助会員

(賛助会員及び特別賛助会員)

第49条 この法人の趣旨に賛同し、業務に協力する個人又は加盟団体について賛助会員、事業所について特別賛助会員とする。

(特典)

第50条 賛助会員及び特別賛助会員は、次のことを受けることができる。

- (1) この法人が主催する各種事業への招待
- (2) この法人の事業計画書、予算書、事業報告書及び決算書の配布
- (3) 総会への出席

第12章 定款の変更及び法人の解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会において、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務経理を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び事務局次長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代わる帳簿及び書類を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事、監事及びその他の職員の名簿並びに履歴書
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 資産台帳及び負債台帳
 - (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (8) 役員等の報酬規程
 - (9) 事業計画書及び収支予算書
 - (10) 事業報告書及び決算書類等
 - (11) 監査報告書
 - (12) 庶務日誌
 - (13) 官公署からの往復書類
 - (14) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令に定めるところによる。また、その保存期間については、6年とする。

第14章 附 則

(設立時評議員)

第56条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	井尻 光	栗山 守	亀山 進	山川 悟
	隅田新太郎	加藤直之	春田 孝	野村崇生
	永津邦夫	市川寛次	常川孝義	藤井 修
	山田 博	山田洋子	鈴木悠樹	岡安亜希代
	古川大輔	桜井和彦	後藤忠市	安田弘司
	春見 隆	山本美好	野原紗季	加藤賀津男
	山本康一	兼松慎二	片桐俊実	小瀬木昭文
	松田秀樹	池田洋子	石川雅敏	石木 眞
	下村和也	岡田幸男	高井直路	浅野 博
	古野村宗夫	前田 猛	若林亮浩	早川英樹
	谷藤 豊	後藤幸広	武藤富男	宮坂義孝

石井和典	直井幸夫	内藤善次	仲 政弘
石原鍍岐夫	河村徹也	山村誠示	広瀬武男
蔵澄里紗	可児幸子	土屋友次	河合文雄
古川文行			

(設立時役員等)

第57条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	酒井田定男	坂田 實	美濃羽治樹	神谷秀幸
	長屋俊治	兼松静男	薫田文悟	岸田英三
	安達慶洋	山口義明	坂井一三	武市 昇
	各務俊之	八木幹夫	小栗昭義	高橋博司
	山田哲也	石原孝史	桜井重夫	山田好則
	加納 徹	上野悟一郎	上村祐太	小林茂敏
	藤田雅康	森 敏彦	佐藤泰由	各務征春
	山田誠一	太田尚文	大澤敦史	安井正二
	河合紀久	野原由美子	下野拓夫	下村剛二
	藤井真司	加納 稔	梅田哲也	今尾善一
	村脇 学	三輪真司	長沼洋二	大澤五郎
	多田泰久	早川重教	西部知寿	武井周一
	丹羽 修	土屋勝之	蔵澄孝治	丹羽政治
	浅野恵一	寺町義昭		

設立時代表理事 酒井田定男

設立時監事 伊佐地英俊 林 隆一 栗山 哲臣

(最初の事業計画等)

第58条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第14条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第59条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立者の氏名又は名称及び住所)

第60条 設立者の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

岐阜県関市若草通2丁目1番地 (関市総合体育館内)

関市体育協会 会長 酒井田定男

(設立者の拠出する財産及びその価額)

第61条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及び価額は、次のとおりとする。

金 銭	金 3,150,000 円
基本財産（第9条関係）	
財産種別	場所
定期預金	愛知銀行関支店

（法令の準拠）

第62条 本定款に定めない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人関市体育協会を設立するため、設立者 関市体育協会 会長 酒井田定男の定款作成代理人である司法書士伊佐地英俊は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成24年 4月 26日

設立者 関市体育協会
会長 酒井田定男

上記設立者の定款作成代理人
岐阜県関市小瀬2350番地の3
司法書士 伊佐地 英俊

附 則（平成26年5月27日、一部改正、第31条、第32条、第33条）
この改正規定は、平成26年5月27日から施行する。

附 則（平成28年6月14日、一部改正、第19条、第20条）
この改正規定は、平成28年6月14日から施行する。

附 則（平成29年6月16日、一部改正、第4条、第5条、第7条、第11条、第12条、第14条、第20条、第22条、第27条、第29条、第30条、第31条、第32条、第36条、第37条、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第48条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条）
この改正規定は、平成29年6月16日から施行する。

附 則（平成30年6月14日、一部改正、第43条、第49条、第62条）
この改正規定は、平成30年6月14日から施行する。